損害保険代理店推奨業者についての覚書

株式会社●●（以下「甲」という）と株式会社ＵＳＥＮ（以下「乙」という）は、次のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

第１条（保険代理店の推奨）

　　甲は、甲の管理物件に入居する事業者（以下「テナント」という）に対し、テナント向け損害保険（以下「本商品」という）の募集を行う保険代理店として乙を紹介するものとし、テナントから案内を乙が行うことについて同意を得られた場合、別途乙の定める方法により、乙に当該テナントの情報を紹介する（以下「推奨業務」という）ものとする。

２． 甲及び乙は、推奨業務が乙とテナントとの間における本商品に係る契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理等、保険商品の案内及び契約に係る業務ではないことを確認する。

３． 甲は、推奨業務の履行にあたり、本商品の契約を勧奨する行為、説明する行為又は特別利益の提供等を行ってはならない。

４． 甲は、推奨業務の実施にあたり、法令に基づき、個人情報の第三者への提供に係る同意をテナントから適切に取得しなければならない。

第２条（広告資料等）

甲は、乙が提供する本商品にかかる資料、カタログ等（以下「資料等」という）を必要に応じてテナントに配布することができるものとし、資料等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。なお、本覚書が終了した場合または乙が要請した場合、甲は、乙の指示に従い、資料等を乙に返却若しくは廃棄しなければならない。

第３条（本商品に係る契約の管理）

乙は、甲から紹介されたテナントとの間で本商品に係る契約が締結された場合、適宜甲に対して書面（電子ファイルを含む）にて報告するものとする。

２． 甲は本商品に係る契約の適切な管理のために必要なテナントの賃貸借契約に関する情報を必要な範囲において乙に提供するものとする。

３． 甲及び乙は、テナントが契約する本商品に係る契約が料金未納または更改漏れ等で失効しないよう、本商品の保険料の収納及び満期管理・更改手続きにおいて甲乙共に連携しながら管理するものとする。

第４条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の有効期間中は勿論、本契約終了後においても、本契約の履行上知り得た 相手方の情報（以下「秘密情報」という） について、これを厳重に管理するとともに、秘密を厳守し、本契約の目的以外のために、これを自ら使用し、または第三者に開示、漏洩してはならないものとする。

2.　　甲および乙は、かかる義務を遵守するため、秘密情報にアクセスする自己の役員および使用人に 対し、書面により本条と同等の秘密保持義務を課すものとし、当該役員または使用人がこれに違反したときは、自らが違反したものとみなされるものとする。

3. 本条は次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。

① 開示されまたは知得したときに既に公知であった情報。

② 開示されまたは知得したときに既に自己が所有していた情報。

③ 開示されまたは知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。

④ 開示されまたは知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報。

⑤ 開示または知得の前後を問わず独自に取得した情報。

⑥ 法令や官公庁により開示が強制される情報。

4. 第１項の定めにかかわらず、乙は、乙グループ会社（乙又は乙の親会社の子会社をいう。以下同じ） に対して、甲乙間における本契約の存在及び乙による本契約の履行状況に係る情報（但し、個人情報に関しては第１項の秘密情報として取り扱い、かつ、個人情報の保護に関する法律に則した取扱いをする）を開示することができるものとする。

第５条（期間）

　　本覚書は、本覚書の締結日から1年間とする。ただし甲乙双方から別段の申し出のない場合は、当初の期間満了日から1年間延長され、その後も同様とする。

第６条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当しないこと及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

① 自らの行う事業が、反社会的勢力の支配を受けていると認められること

② 自らの行う事業に関し、反社会的勢力の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力を利用し、または、反社会的勢力の威力を利用する目的で反社会的勢力を従事させていると認められること

③ 自らが反社会的勢力に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

④ 自らの役員（取締役、執行役、監査役、執行役員、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいう）が反社会的勢力であること、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること

⑤ 本覚書の履行が、反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資するものであること

2. 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 脅迫的言辞または暴力的行為

④ 風説を流布しまたは偽計若しくは威力を用いて、甲の信用を毀損しまたは甲の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が本条第1項のいずれか一にでも違反すると疑われる合理的な事情があると判断された場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、甲及び乙は、自らが本条第１項のいずれか一にでも違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。

4. 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する一切の期限の利益を喪失させ、通知または催告等何等の手続きを要しないで直ちに本覚書の全部または一部を将来に向けて解除できるものとする。

5. 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

6. 本条第4項に基づく解除により、解除をした当事者が損害を被った場合、解除された当事者はその損害を賠償する責任を負うものとする。

第７条（契約内容の変更）

本覚書の内容は、甲乙双方の代表者が記名押印した書面によってのみ変更することができる。ただし、乙は、提供会社による本商品の変更、経済情勢その他の情勢の変化に応じて仕様書に定める本商品及び手数料を、甲に対し書面で通知（電子メールによる電子ファイルの送付を含む）することにより変更できるものとし、甲はこれを承諾する。

第８条（損害賠償）

甲及び乙が、本覚書の各条項のいずれかに違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。

第９条（協議）

本覚書に定めのない事項及び本覚書の各条項について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第１０条（裁判管轄）

甲及び乙は、本覚書に関する一切の訴訟等については、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本覚書成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

●●●●年●●月 ●●日

甲　 ●●●●●●（住所）●●●●●●●

　　　 株式会社●●●●

　　　●●　●●

乙　 ●●●●●●(住所)●●●●●●●

　　　 株式会社ＵＳＥＮ

　　　●●支社　支社長　●●　●●